

白旗山におけるメガソーラー開発について

【合同会社アサヒ飯塚メガソーラー】

1. 幸袋地区住民説明会

- ① 日 時：平成30年9月15日（土）午前11：00～
場 所：福岡県立飯塚研究開発センター
参加人数：約60人
- ② 日 時：平成30年10月13日（土）午後7：00～
場 所：幸袋交流センター
参加人数：約120人

※二瀬地区の説明会については調整中。

2. 所在地、代表社員等の変更

所 在 地：東京都港区元赤坂一丁目1番7号
代 表 社 員：GSC ISH JPN 001 一般社団法人
職 務 執 行 者：野坂 照光

(変更前)

所 在 地：岡山県玉野市築港五丁目7番3号
代 表 社 員：株式会社瀬戸内興建
職 務 執 行 者：藪野 敬貴

※株式会社瀬戸内興建は、今後も、工事業者として開発に係わっていく。

【合同会社ノーバル・ソーラー】

・平成30年10月15日

飯塚市自然環境保全条例に基づく事業計画届出書が再提出された。

※平成30年9月7日に受理していたが、県の現地確認の中で残地森林と造成森林の割合に変更が生じたため

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
1 統合の方式	1 統合の方式	1 統合の方式	既存の一部事務組合をともに解散し、新たな一部事務組合を設立	1	
2 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町	2	
3 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務	(1) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること (飯塚市、嘉麻市、桂川町) (2) 最終処分場の設置、管理及び運営に関すること (飯塚市、嘉麻市、桂川町) (3) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること (飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町) (4) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること (飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町) (5) 前各号の事務の相互連絡調整に関すること (飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町)	3	
4 統合の期日	1 統合の期日	1 統合の期日	平成31年4月1日	4	
5 組合の名称	1 組合の名称	1 組合の名称	ふくおか県央環境広域施設組合	5	
6 組合の事務所の位置	1 事務所の位置	1 事務所の位置	福岡県飯塚市楽市728番地1 (飯塚市・桂川町衛生施設組合の事務所)	6	
	2 支所等の設置	1 支所等の設置	設置しない	7	
7 組合経費	1 負担金	1 負担金	負担金の算出に関しては、現状の負担割合のままとする ただし、統合後の議会、総務に関する経費の負担割合は、原則人口割とする また、施設の再編等を実施する場合には、負担割合の見直しを検討するものとする	8	
8 財産及び債務の取扱い	1 財産及び債務の取扱い	1 土地・建物	現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	9	
		2 有価証券等		10	
		3 基金		11	
		4 地方債		12	
	2 施設	1 桂苑		現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	13
		2 ごみ燃料化センター			14
		3 リサイクルセンター			15
		4 最終処分場			16
		5 穂波苑			17
		6 汚泥再生処理センター			18
		7 筑穂園			19
	3 備品等	1 備品等		現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	20

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
9 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い (ごみ処理施設)	1 飯塚クリーンセンター (最終処分場含む) ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、飯塚市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・地方債は、現状のまま飯塚市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする	21
			2 嘉麻クリーンセンター (最終処分場含む) ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、嘉麻市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・地方債は、現状のまま嘉麻市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする	
			3 飯塚リサイクルプラザ ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、飯塚市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・地方債は、現状のまま飯塚市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする	
			4 飯塚環境センター ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、飯塚市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・地方債は、現状のまま飯塚市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする	
			5 嘉麻浄化センター ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、嘉麻市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・地方債は、現状のまま嘉麻市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする	
		(し尿処理施設)		

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
9 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	(火葬場)	6 飯塚市斎場 ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、飯塚市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・指定管理制度及び現指定管理者を引き継ぐ ・移管の時期は、平成31年4月1日とする		
			7 嘉麻斎場 ・建物、土地、備品は、無償貸与とする ・運営に必要な職員は、嘉麻市が一定期間配置し、施設の再編等を実施する場合には、見直しを検討するものとする ・指定管理制度及び現指定管理者を引き継ぐ ・地方債は、現状のまま嘉麻市が償還する ・移管の時期は、平成31年4月1日とする		
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	1 定数	1 定数及び選任の方法	定数 15人とする 選出区分 飯塚市 8人 嘉麻市 3人 桂川町 2人 小竹町 2人 とする	22	
	2 任期	1 任期	関係市町の議会の議員の任期	23	
	3 議会開催日(定例会)	1 議会開催日(定例会)	定例会は年2回とし、原則として開催月は11月及び2月	24	
	4 委員会の設置	1 常任委員会	2委員会を設置する ・ごみ処理に関する委員会 ・し尿処理及び火葬に関する委員会	25	
		2 議会運営委員会	設置しない	26	
	5 事務局の設置	1 事務局の設置	設置しない	27	
	6 議長及び副議長	1 議長及び副議長の選任	議長1人、副議長1人とし、組合議員のうちから互選	28	
		2 議長及び副議長の任期	組合議員の任期	29	
			3 職務代理	議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行い、議長、副議長ともに事故があるときは、年長の組合議員が臨時に議長の職務を行う	30
	7 報酬及び費用弁償	1 報酬	1 報酬	議長 年額 30,000円 副議長 年額 27,000円 議員 年額 24,000円	31
2 費用弁償			1回につき 800円	32	

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協働環境委員会資料
平成30年10月22日提出

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	7 報酬及び費用弁償	3 支給の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・議長及び副議長にはその選挙された月から、議員にはその職に就いた月から、議員報酬を支給する ・議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は死亡によりその職を離れたときは、その日の属する月までの議員報酬を支給する ・前述の場合における議員報酬は、それぞれについて定める議員報酬年額の12分の1に在職月数を乗じて得た額とする ・議員報酬は、毎年3月末までに支給する 	33
	8 議決方法の特例	1 議決方法の特例	特別の規定（特別議決）を設ける <ul style="list-style-type: none"> ・組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する ・前述に規定する議決は、関係議員の過半数の出席がなければ行うことができない 	34
	9 通知すべき議決事件	1 通知すべき議決事件	1 条例を設け、又は改廃すること 2 予算を定めること 3 決算を認定すること	35
11 特別職の身分の取扱い	1 組合長・副組合長	1 正副組合長選任の方法	組合長1人、副組合長3人とし、関係市町の長のうちから互選	36
		2 任期	関係市町の長の任期	37
	2 非常勤特別職の報酬等	3 職務権限（職務代理）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長は、組合を統轄し、組合の事務を管理執行する ・副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ組合長が定めた順序により、副組合長がその職務を代理する ・組合長、副組合長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、事務局長がその職務を代理する 	38
		4 報酬	組合長 年額 50,000円 副組合長 年額 40,000円	39
		5 旅費	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	40
		6 支給の方法	報酬は、毎年3月末までに支給	41
		1 報酬	日額 5,900円	42
	2 費用弁償	1回につき 800円	43	

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
12 一般職の職員の身分の取扱い	1 職員の身分	1 職員の身分	新たな一部事務組合に引き継ぐ	44
	2 勤務時間等	1 勤務時間	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	45
		2 育児休業等	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	46
	3 休暇	1 休暇	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による ただし、産後、保育時間、子の看護、夏季休暇、乳児健診、組合休暇については、次のとおりとする ・産後 10週間 ・保育時間 1日2回（各60分以内） ・子の看護 5日（対象者が2人以上の場合は、子の数に5日乗じる） ・夏季休暇 6日（6月から9月） ・乳児健診 1日の範囲内で必要と認められる期間 ・組合休暇 新組合で調整する	47
	4 服務	1 職員表彰	職員表彰制度を設ける	48
		2 作業服の貸与	作業服の貸与制度を設ける	49
	5 職員の任用	1 職員の任用	・適切な職員配置をするために職員の任用を行う ・再任用については、制度を設ける	50
		2 採用試験	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	51
	6 職員定数	1 職員定数	30人	52
	7 職員の給与 (一般行政職員及び 単純労務職員)	1 給料	国の基準により、一般職の職員については、行政職(一)を、単純な労務に雇用される職員については、行政職(二)とする	53
		2 手当	管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、地域手当、宿日直手当、単身赴任手当を支給する。 手当の額等は、飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	54
		3 初任給	一般行政職員 行政職(一)の適用 ・上級(大学卒相当) 1級25号給 ・初級(高校卒相当) 1級9号給 単純労務職員 行政職(二)の適用 ・技能職員 1級17号給 ・労務職員 1級5号給	55

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
12 一般職の職員の身分の取扱い	7 職員の給与 (一般行政職員及び単純労務職員)	4 給料表	一般職の職員は、行政職(一)の給料表とする 単純な労務に雇用される職員は、行政職(二)の給料表とする	56	
		5 等級別基準職務表	・一般職の職員 6級制を採用する 級別の基準職務は、下記のとおりとする 1級:定型的な業務を行う主事補の職務 2級:知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 3級:高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務 4級:係長、主査又は施設長の職務 5級:課長補佐、室長補佐の職務 6級:事務局長、事務局次長、課長、室長の職務 ・単純な労務に雇用される職員 飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	57	
		6 昇給の方法	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	58	
		7 退職手当及び勸奨退職	(退職手当) 福岡県市町村職員退職手当組合に加入する (勸奨退職) 必要に応じて実施する	59	
		8 給料の調整	1 給料の調整	休職等から復職した場合の号級の調整を国の基準により実施する	60
		9 旅費	1 旅費	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	61
		10 福利厚生及び健康管理	1 福利厚生及び健康管理	・職員厚生会制度を設ける ・福岡県市町村福祉協会に加入等	62
		11 その他の厚生事業	1 その他の厚生事業	職員給与に係る給与控除を実施	63
		12 公務災害補償	1 公務災害補償	(一般職の職員) 地方公務員災害補償基金福岡県支部に加入 (組合議会議員等) 地方公務員災害補償法に準じた補償	64
		13 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	・飯塚市の例規を基本に見直し ・平成30年10月末を目途に例規案とりまとめ ・執行上空白期間の許されない例規については、統合の日に制定権者による専決処分

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協働環境委員会資料
平成30年10月22日提出

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
14 事務組織及び機構の取扱い	1 組織体制	1 課等の設置	総務課・再編建設推進室・施設課・会計課	66
		2 職の設置	事務局長 事務局次長 課長・室長 課長補佐・室長補佐 係長・施設長 主査 主任 主事 主事補 業務主査・業務主査補 業務主事 業務主事補 業務技師 業務技師補	67
		3 専決事務	飯塚市事務決裁規程に基づき、調整する	68
	2 会計管理者	1 選任	・会計管理者を1人置く ・組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる	69
		2 組織	会計課等を設置	70
		3 指定金融機関の設定	福岡銀行	71
	3 監査委員	1 定数	2人	72
		2 対象者	識見を有する者及び組合議員	73
		3 選任の方法	識見を有する者及び組合議員から各1人を選任	74
		4 任期	識見を有する者：4年 組合議員：組合議員の任期	75
		5 報酬	識見を有する者、議会選出者ともに年額 24,000円	76
		6 費用弁償	1回につき 800円	77
		7 支給の方法	3月末までに支給	78
		8 事務局の設置	監査事務局を設置	79

環境施設等広域化に関する任意協議会 協議項目一覧(は、これまでに報告した項目: は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
14 事務組織及び機構の取扱い	4 審議会等	1 情報公開制度及び審査会	情報公開制度及び審査会を設ける	80	
		2 個人情報保護制度及び審査会	個人情報保護制度及び審査会を設ける	81	
		3 行政不服審査会	行政不服審査会を設ける	82	
15 使用料、手数料の取扱い	1 使用料	1 使用料	現在の料金を引き継ぐ	83	
	2 手数料	1 手数料	現在の料金を引き継ぐ ただし、情報公開手数料は、飯塚市の例による	84	
16 その他の事業の取扱い	1 公告式	1 公告式	組合事務所並びに飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町の庁舎前の掲示場に掲示する	85	
	2 公印	1 公印	公印取扱規程を設ける 出納員等領収印取扱規程を設ける	86	
	3 公平委員会	1 公平委員会	共同設置する	87	
	4 予算及び決算	1 予算及び決算	・当初予算については、暫定予算とし、新たな組合議会において予算成立を図る ・解散する組合の決算は、解散組合の組合長が行い、決算の審査及び認定は、新組合において実施する	88	
	5 嘱託職員・臨時職員		1 賃金等	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	89
			2 有給休暇	嘱託職員、臨時職員の休暇については、ふくおか県中央環境施設組合の例による ただし、「公務上の負傷」「私傷病」「その他長が認めたもの」については、飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	90
			3 勤務条件	任用、勤務条件、賃金については、飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による ただし、勤務日数については、「原則、正規職員の例による」とする	91